

第13次労働災害防止推進計画の概要

岡崎労働基準監督署西尾支署

1. 計画の狙い

働く方々の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、国、事業者、労働者等の関係者が連携の上、この計画に定めた対策を重点的に推進することにより、労働災害のさらなる減少を目指す。

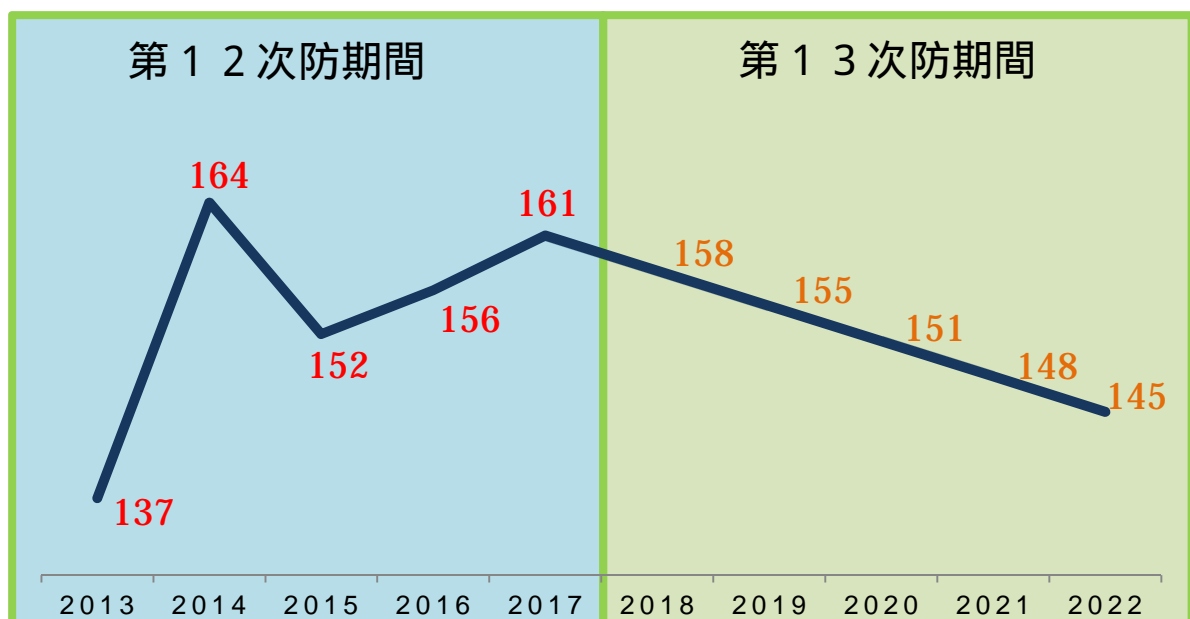
計画の期間

2018年度から2022年度までの5か年

計画の目標

死亡者数については、期間中の合計が5件を下回る。

休業4日以上¹の災害死傷者数(以下死傷者数という。)については、2017年に比べ、2022年までに10%以上減少させる。



2 . 死亡等重篤な災害の撲滅を目指した対策の推進

論理的な安全衛生管理の定着と推進

災害発生のプロセス及びリスク概念の普及を図り、これらをベースとした自主自律的な安全衛生管理の推進・定着を図る。

製造業 挟まれ災害を重点とした取り組み

製造業は管内の災害発生状況や地域情勢を踏まえると、引き続き重点業種とする。

機械の本質的安全化等の対策を推進し、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に定められた、メーカーとユーザー間の情報提供が確実に行われるよう周知・指導の徹底を図る。

清掃や調整の際に機械の運転停止がなされていないことや安全装置の無効化等の災害を防止するため、機械の安全装置の適正な設置や安全な作業方法の徹底など労働者に対する教育も含めた対策の徹底を図る。

建設業

施工場所に応じた安全な工法・作業方法について元方事業者・関係請負業者がともに事前検討した上で、その検討結果に基づき効果的な安全対策を構ることが重要であることから、その指導徹底を図る。

規則改正が予定されているフルハーネス安全帯については、規則改正前においても普及を図るとともに、規則改正後には履行確保のための周知・指導の徹底を図る。

陸上貨物運送事業

事業者が運送先等における作業内容を把握し、設備等の問題点について運送先等と調整して安全措置を講じるよう、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策を推進する。また、交通労働災害による死亡災害は、陸上貨物運送事業において最多となっていることから、「交通労働災害防止ガイドライン」の周知徹底を図る。

第三次産業（小売業、社会福祉業、飲食店）

多店舗（施設）展開企業については、経営トップの意識啓発とともに、本社主導により企業全体として安全衛生管理体制の確立・強化などについて計画的に取り組むよう、本社に対して事業場単位の取組に加え企業単位での労働災害防止対策の徹底を指導する。

店舗（施設）の運営管理を行う店長（施設長）等のほか、パート労働者を含むすべての労働者に対する安全衛生教育について、それぞれの職責、職務内容、安全衛生の知識に応じて効果的なものとするよう、指導する。

（6）業種横断的な取り組みの推進

転倒は、日常生活においても発生するため、そのリスクを過小に評価していることも、対策の取り組みが進まない要因の一つに挙げられる。

また、転倒災害は骨折等による療養を伴うこともあることから、墜落・転落災害に次いで休業60日以上を要する割合が高く、重篤な災害になりやすいこと等について情報発信するなどにより、転倒災害防止の必要性を周知啓発に取り組む。転倒災害を防止するためには、職場における4S（整理・整頓・清潔・清掃）の取組が不可欠であることから、4Sの取組の促進を図る対策を推進する。

3 . 健康障害防止を目指した対策の推進

過重労働による健康障害防止・メンタルヘルス対策の推進

過重労働による脳・心臓疾患等の発症リスクの高い労働者を見逃すことのないよう、健康診断とその結果に基づく事後措置の仕組みづくり、長時間労働者に対する医師による面接指導の確実な実施などの健康確保措置の徹底を図る。

メンタルヘルス不調を未然に防止、早期発見、早期治療を行うために、「心の健康づくり計画」の策定と「4 つのケア」の継続的かつ計画的な実施を促進するための対策を推進する。

化学物質・粉じん等による健康障害防止対策の推進

化学物質のリスクアセスメントによる自主的な化学物質管理を促進させるため、事業者と労働者がラベル表示及び安全データシート（SDS）により、化学物質の危険性や有害性の情報の確実な確認を徹底する。

危険性や有害性が明らかでない代替物質を安易に用いることなく、化学物質のリスクを的確に把握し管理するよう啓発・指導する。

リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の徹底と、雇入れ時教育等による労働者自身の化学物質情報の理解と保護具の適切な使用を促進する。

治療と職業生活の両立支援の推進

傷病を抱える労働者に対する治療と仕事の両立支援等により労働者が健康を確保しつつ、就労するための環境整備の推進を図る。

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を行うとともに、労働者の健康管理について役員が関与する体制整備や健康経営に基づく企業内の労働者の健康管理の推進等について働きかけを行う。